

## 農園利用契約書

### 第 1 (目的)

この契約書は、財団法人きょうと京北ふるさと公社（以下「甲」という。）が開設する農園において、\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）が行う農作業の実施に関し、必要な事項を定める。

### 第 2 (対象農地等)

本契約の対象となる農地等（以下「対象農地」という。）は、次のとおりとする。  
(所 在) 京都市右京区京北井戸町寺山地域の市民農園農地

### 第 3 (農作業の実施等)

- 1 乙は、甲が対象農地において行う耕作の事業に必要な農作業を行うことができる。
- 2 乙は、農作業の実施に関し甲の指示があったときは、これに従わなければならない。
- 3 乙は、対象農地において農作物を収穫することができ、収穫物は乙に帰属する。

### 第 4 (料金の支払)

乙は、毎年度一区画あたり料金 15,000 円を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

### 第 5 (契約期間)

本契約の期間は、平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までとする。  
ただし、乙は、契約期間が終了又は第 9 の規定による解約をした時点において残存物がある場合、乙の責任において処分し、すみやかに対象農地を原状に復し、返還しなければならない。

### 第 6 (使用者の責務)

- 1 農園施設を使用するものは、次の事項を厳守しなければならない。
  - (1) 区画の適正な管理使用に努めなければならない。
  - (2) 農園内の共同使用部分においても、共同使用者としての責任をもって、適正な管理使用に努める。
  - (3) 農園への樹木の定植をしないこと。
  - (4) 地域の良好な環境を保全するため、騒音や悪臭の防止に努めること。
  - (5) 自家消費のための野菜や花き等の栽培に使用すること。
  - (6) 栽培する作物は、契約期間内に収穫が完了すること。
  - (7) 農園の使用において生じた野菜などの残存物は、指定する場所に投棄し、堆肥化に努めること。
  - (8) 農薬の使用は、周辺に迷惑をかけないように努めること。
  - (9) 農園内に設備を設置しないこと。
  - (10) 滞在により生じたゴミ類は、持ち帰ること。
  - (11) 自家用車は、あらかじめ指定された場所に駐車すること。
  - (12) その他、甲及び管理人の指示に従うこと。
- 2 対象農地において次に掲げる行為をしてはならないものとする。
  - (1) 建物及び工作物を設置すること。
  - (2) 営利を目的として作物を栽培すること。
  - (3) 貸付農地を転貸すること。

第 7 (作業委託)

農園は乙が耕作することが原則であるが、やむを得ない事情による場合は甲に作業委託(有料)し、農園の保全に努めなければならない。

第 8 (契約の解除)

次の各号に該当するときは、甲は契約を解除することができる。

- (1) 乙が契約の解除を申し出たとき
- (2) 乙が第6の2に掲げる行為をしたとき
- (3) 乙が契約を違反したとき
- (4) 乙が対象農地を正当な理由なく耕作しないとき

第 9 (料金の不還付)

契約が解除されたときには、乙が既に納めた料金は還付しない。

ただし、次の各号に該当するときは、甲はその全部又は一部を還付することができる。

- (1) 乙の責任でない理由で貸付けができなくなった場合
- (2) 乙の死亡、疾病その他やむを得ない理由があると認めた場合

第 10 (災害の補償)

甲は、乙が受けたいかなる災害に対してもその責任を負わない。

第 11 (損害の補償)

乙が施設に損害を与えたときは、甲の指示の下、乙の責任において修復しなければならない。

第 12 (期間の更新)

乙は、契約期間の満了後、引き続き借受けようとするときは、契約期間の満了60日前までに、甲に申し出なければならない。

※ この契約締結の証として本契約書2通を作成し、甲・乙署名押印のうえ、各1通を保持する。

平成 年 月 日

甲 住 所 京都市右京区京北上弓削町段上ノ下2番地の1

氏 名 財団法人 きょうと京北ふるさと公社  
代表者 理 事 長 平 嶋 誠

Ⓜ

乙 住 所

氏 名

Ⓜ